

**土壤汚染対策法に基づく  
調査及び措置に関するガイドライン  
(改訂第2版)**

**平成24年8月**

**環境省 水・大気環境局 土壤環境課**

## 本ガイドラインの策定経緯・位置付け

平成 22 年 4 月 1 日より、改正土壌汚染対策法(以下「改正法」という。)が全面施行されたことを受け、平成 22 年度土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(暫定版)を公表し、その後、平成 23 年 7 月 8 日に土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布・施行されたことを受け、ガイドライン改訂版を公表しました。

今般、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合の取扱い等の観点から、当該ガイドラインについて、必要な内容の見直しを行い、改訂第 2 版を作成しました。

また、このガイドラインは今後も内容の一層の充実を図っていくこととしています。

平成 24 年 8 月  
環境省 水・大気環境局 土壌環境課

## 本ガイドライン内における記述方法について

本ガイドラインでは、法、施行令、施行規則、告示、通知の内容を標準字体で記述し、それらの内容の詳細な説明及び補足事項を斜字体で記述している。

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>土壤汚染対策法の概要</b>	<b>1</b>
<b>1.1</b>	<b>土壤汚染対策法の目的（法第 1 条）</b>	<b>1</b>
1.1.1	土壤汚染対策法の目的	1
1.1.2	法改正の経緯及び目的	3
1.1.3	改正法の施行まで及び施行後の経緯	3
1.1.4	測定対象とする土壤	3
<b>1.2</b>	<b>特定有害物質（法第 2 条）</b>	<b>4</b>
<b>1.3</b>	<b>自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤及び水面埋立て用材料由来の土壤汚染の取扱い</b>	<b>6</b>
1.3.1	自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤の取扱いの基本的な考え方	6
1.3.2	自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤が盛土材料として利用された場合の取扱い	6
(1)	土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例の妥当性について	6
(2)	形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（自然由来特例区域）の該当性について	7
1.3.3	公有水面埋立地における有害物質が含まれる汚染土壤の取扱いの基本的な考え方	8
<b>1.4</b>	<b>要措置区域の指定に係る基準（法第 6 条）</b>	<b>9</b>
1.4.1	汚染状態に関する基準	9
1.4.2	健康被害が生ずるおそれに関する基準	12
(1)	人の暴露の可能性があること	12
(2)	汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと	14
<b>1.5</b>	<b>土壤汚染状況調査（法第 3 条～第 5 条）</b>	<b>14</b>
1.5.1	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（法第 3 条第 1 項に基づく調査義務による調査）	16
(1)	趣旨	16
(2)	調査の実施主体	17
(3)	調査結果の報告の手続	18
(4)	都道府県知事の確認による調査義務の一時的免除	20
1.5.2	土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第 4 条第 2 項に基づく調査命令による調査）	24
(1)	趣旨	24
(2)	調査の実施主体	24
(3)	土地の形質の変更の届出	24
(4)	調査の対象となる土地	27
(5)	命令の手続	32
(6)	調査結果の報告の手続	33

(7)	法第3条第1項の調査との関係	33
1.5.3	土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条第1項に基づく調査命令による調査）	33
(1)	趣旨	33
(2)	調査の対象となる土地の基準	34
(3)	命令の手続	37
(4)	調査結果の報告の手続	38
(5)	都道府県知事による調査の実施等	38
<b>1.6</b>	<b>要措置区域（法第6条～第10条）</b>	<b>39</b>
1.6.1	要措置区域の指定等	39
(1)	要措置区域の指定	39
(2)	要措置区域の指定の公示	39
(3)	要措置区域の指定の解除	40
(4)	要措置区域の指定の解除の公示	40
1.6.2	汚染の除去等の措置	40
(1)	汚染の除去等の措置を講ずべきことの指示	40
(2)	指示措置	44
(3)	指示措置等の実施	44
(4)	指示措置等	44
(5)	指示措置等を講ずべきことの命令	45
1.6.3	指示措置等に関する技術的基準	45
(1)	指示措置等の種類及び実施方法	45
(2)	廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置	45
(3)	担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置	46
1.6.4	汚染の除去等に要した費用の請求	46
1.6.5	要措置区域内における土地の形質の変更の禁止	47
(1)	土地の形質の変更の禁止	47
(2)	土地の形質の変更の禁止の例外	47
(3)	通常管理行為、軽易な行為その他の行為	47
(4)	帯水層への影響を回避する土地の形質の変更の方法に係る都道府県知事の確認	49
(5)	指示措置等と一体となつて行われる土地の形質の変更に係る都道府県知事の確認	50
(6)	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている要措置区域内における土地の形質の変更に係る都道府県知事の確認	51
<b>1.7</b>	<b>形質変更時要届出区域（法第11条～第13条）</b>	<b>51</b>
1.7.1	形質変更時要届出区域の指定等	51
(1)	形質変更時要届出区域の指定	51
(2)	形質変更時要届出区域の指定の公示	52
(3)	形質変更時要届出区域において新たに自然由来特例区域等に該当することとなつた場合等における記載事項の変更	53
(4)	形質変更時要届出区域の指定の解除	53
(5)	形質変更時要届出区域の指定の解除の公示	54
1.7.2	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	54
(1)	土地の形質の変更の事前届出	54

(2)	土地の形質の変更の事後届出	56
(3)	計画変更命令	58
(4)	土地の形質の変更の施行方法に関する基準	58
(5)	土地の形質の変更の後の手続	59
<b>1.8</b>	<b>指定の申請（法第 14 条）</b>	<b>59</b>
(1)	申請書の提出	60
(2)	区域の指定	60
<b>1.9</b>	<b>台帳（法第 15 条）</b>	<b>61</b>
(1)	台帳の調製及び保管	61
(2)	台帳の閲覧	63
(3)	台帳の記載事項の訂正	63
(4)	台帳からの消除	63
<b>1.10</b>	<b>その他</b>	<b>63</b>
1.10.1	汚染土壌の搬出時の措置（法第 16 条～第 21 条）	63
(1)	汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令	63
(2)	運搬に関する基準	68
(3)	汚染土壌の処理の委託	68
(4)	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令	69
(5)	管理票	69
(6)	虚偽の管理票の交付等の禁止	71
1.10.2	汚染土壌処理業（法第 22 条～第 28 条）	71
1.10.3	指定調査機関（法第 29 条～第 43 条）	72
(1)	指定の申請	72
(2)	欠格条項	72
(3)	指定の基準	73
(4)	指定の更新	74
(5)	技術管理者の設置	75
(6)	技術管理者の職務	76
(7)	変更の届出	77
(8)	土壌汚染状況調査等の義務	77
(9)	業務規程	77
(10)	帳簿の備付け等	77
(11)	適合命令	78
(12)	業務の廃止の届出	78
(13)	指定の失効	78
(14)	指定の取消し	78
(15)	公示	78
1.10.4	指定支援法人（法第 44 条～第 53 条）	78
1.10.5	都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等（法第 61 条）	79
1.10.6	その他（法第 54 条～第 60 条、法第 62 条～第 69 条及び法附則）	79

<b>第 2 章</b>	<b>土壌汚染状況調査</b>	<b>80</b>
<b>2.1</b>	<b>土壌汚染状況調査の手順</b>	<b>80</b>
(1)	調査対象地	82
(2)	調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）	83
(3)	試料採取等を行う区画の選定	87
(4)	試料採取等の実施	89
(5)	土壌汚染状況調査結果の評価・報告	100
<b>2.2</b>	<b>調査の対象となる土地（法第 3 条～第 5 条）</b>	<b>104</b>
(1)	法第 3 条調査（調査義務）	104
(2)	法第 4 条調査（調査命令）	104
<b>2.3</b>	<b>調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）</b>	<b>107</b>
2.3.1	情報の入手・把握	108
(1)	基本的な考え方	108
(2)	情報の入手・把握の対象とする土地の場所	109
(3)	入手・把握すべき情報	110
(4)	情報の入手・把握の実施	115
2.3.2	試料採取等対象物質の種類の特定	120
(1)	基本的な考え方	120
(2)	試料採取等対象物質の種類の特定の手順	121
(3)	調査対象地における試料採取等対象物質の種類の特定の具体的方法	123
2.3.3	土壌汚染のおそれの区分の分類	129
(1)	基本的な考え方	129
(2)	人為的原因による土壌汚染のおそれが認められる土地における土壌汚染のおそれの区分の分類の実施	130
(3)	専ら自然由来の土壌汚染のおそれが認められる土地の部分又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められる土地の部分	135
(4)	汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の記録	140
(5)	複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合	141
2.3.4	調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略（規則第 11 条）	141
<b>2.4</b>	<b>試料採取等を行う区画の選定</b>	<b>141</b>
2.4.1	単位区画及び 30m 格子の区分	141
(1)	基本的な考え方	141
(2)	必要な図面と情報	142
(3)	単位区画の区分	142
(4)	30m 格子の区分	146
(5)	法第 4 条調査における特例	146
2.4.2	試料採取等区画の選定	147
(1)	基本的な考え方	148
(2)	複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合の単位区画の分類	149
(3)	第一種特定有害物質に対する試料採取等区画	150

(4)	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質	153
2.4.3	汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の整理	155
2.4.4	試料採取等を行う区画の選定等の省略	157
<b>2.5</b>	<b>試料採取等</b>	<b>158</b>
2.5.1	調査対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類	158
2.5.2	第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）に関する試料採取等	159
(1)	基本的な考え方	159
(2)	土壌ガス調査	161
(3)	土壌ガスが採取できない場合の調査（地下水調査）	165
(4)	土壌ガス調査を省略して行うボーリングによる土壌溶出量調査	167
(5)	土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等の追加調査（ボーリングによる土壌溶出量調査）	167
(6)	ボーリング調査の省略	174
2.5.3	第二種特定有害物質（重金属等）及び第三種特定有害物質（農薬等）に関する試料採取等	174
(1)	基本的な考え方	174
(2)	試料採取地点の設定方法	175
(3)	土壌調査（土壌溶出量調査及び土壌含有量調査）	181
(4)	土壌の分析方法	182
(5)	土壌調査の省略	183
<b>2.6</b>	<b>法第5条第1項の調査命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例</b>	<b>183</b>
2.6.1	基本的な考え方	183
(1)	土壌汚染が存在することが明らかである土地（令第3条第1号イに該当する土地）	183
(2)	当該土地の土壌汚染に起因する地下水汚染があると認められる土地（令第3条第1号ロに該当する土地）	184
2.6.2	ボーリングによる地下水調査及び土壌溶出量調査	184
(1)	ボーリング調査の試料採取等対象物質と分析項目	184
(2)	試料採取地点	184
(3)	地下水調査の方法	184
(4)	土壌溶出量調査の方法	186
(5)	汚染範囲の絞り込みのためのボーリング調査	188
<b>2.7</b>	<b>自然由来による土壌汚染地における調査の特例</b>	<b>189</b>
2.7.1	基本的な考え方	189
2.7.2	試料採取等を行う区画の選定	191
(1)	通常の場合（調査対象地の範囲が900m格子を超えない）	191
(2)	調査対象地の範囲が900m格子を超える場合	193
2.7.3	試料採取等	196
(1)	基本的な考え方	196
(2)	試料採取地点の設定	196
(3)	試料採取等対象物質と分析項目	196
(4)	試料採取深度	196
(5)	ボーリングの方法及び試料採取の方法	200

(6)	分析試料の採取と採取試料の取扱い	200
(7)	すでに基準に適合しないことが明らかな土地を含む単位区画があるとき	201
(8)	試料採取の省略と基準不適合とみなされる土地の絞込み調査	202
2.7.4	調査結果の評価	203
(1)	基本的な考え方	203
(2)	専ら自然由来の土壌汚染であることの評価	203
(3)	調査対象地内（又は900m格子内）の2地点で試料採取を実施した場合	203
(4)	既存の基準不適合データを利用した場合	208
(5)	試料採取を省略した場合	208
<b>2.8</b>	<b>公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例</b>	<b>208</b>
2.8.1	基本的な考え方	208
2.8.2	試料採取等を行う区画の選定	209
(1)	第一種特定有害物質の場合	210
(2)	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の場合	210
2.8.3	試料採取等	212
(1)	試料採取地点の選定	212
(2)	試料採取等対象物質と分析項目	212
(3)	試料採取深度	212
(4)	ボーリングの方法及び試料採取の方法	218
(5)	分析試料の採取と採取試料の取扱い	218
(6)	試料採取等の省略の特例	218
2.8.4	調査結果の評価	219
<b>2.9</b>	<b>土壌汚染状況調査の結果の評価</b>	<b>220</b>
2.9.1	基本的な考え方	220
2.9.2	人為的原因による土壌汚染の有無の評価	220
(1)	第一種特定有害物質の評価	221
(2)	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の評価	224
(3)	調査の過程を省略した場合の評価方法	224
2.9.3	自然由来による土壌汚染の有無の評価	234
2.9.4	公有水面埋立て用材料由来による土壌汚染の有無の評価	236
2.9.5	汚染状態に関する報告内容	236
(1)	人為的原因による土壌汚染が認められた場合	236
(2)	自然由来による土壌汚染が認められた場合	236
(3)	水面埋立地において土壌汚染が認められた場合	237
(4)	人為的原因による土壌汚染と自然由来による土壌汚染の両方が認められた場合、又は人為的原因による土壌汚染と水面埋立て用材料による土壌汚染の両方が認められた場合	238
<b>2.10</b>	<b>土壌汚染状況調査の追完</b>	<b>242</b>
2.10.1	土壌汚染状況調査の省略と追完	242
2.10.2	土壌汚染状況調査の追完に関する留意事項	244
(1)	土地の形質の変更の履歴と汚染のおそれ	244
(2)	具体的な土壌汚染状況調査の追完	246
2.10.3	特例調査の省略と追完	253



(1)	自然由来特例の調査に関する追完	254
(2)	水面埋立地特例の調査に関する追完	259
2.10.4	一部区域の追完に関する留意事項	262

### **第3章 要措置区域等の指定.....263**

3.1	要措置区域等の指定の対象となる土地の区画	263
3.2	要措置区域等の指定	263
3.2.1	要措置区域の指定	263
(1)	要措置区域の指定	263
(2)	自然由来のみによる土壌汚染の取り扱い	263
3.2.2	形質変更時要届出区域の指定	265
(1)	形質変更時要届出区域の指定	265
(2)	自然由来特例区域等	266
3.3	基本となる調査の結果、自然由来の土壌汚染又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染が判明した場合の自然由来特例区域等の指定	272
3.4	台帳の記載事項の訂正	272
3.5	要措置区域等の指定の解除	274
3.5.1	要措置区域の指定の解除	274
3.5.2	形質変更時要届出区域の指定の解除	275
3.6	台帳からの消除	276
3.7	要措置区域の指定に係る基準	276
3.7.1	汚染状態に関する基準	276
3.7.2	健康被害が生ずるおそれの基準	276
(1)	人の暴露の可能性があること	276
(2)	汚染の除去等の措置が講じられている土地でないこと	277

### **第4章 指定の申請.....278**

4.1	指定の申請の手順	278
4.2	指定の申請	278
(1)	申請書への記載事項	279
(2)	申請書への添付書類	279
4.3	都道府県知事による審査	279
4.4	区域の指定	281

4.5	申請に係る調査に関する報告・資料の提出及び立入検査.....	281
4.6	その他.....	281
<b>第5章</b>	<b>汚染の除去等の措置.....</b>	<b>282</b>
<b>5.1</b>	<b>汚染の除去等の措置の考え方.....</b>	<b>282</b>
5.1.1	基本的な考え方.....	282
5.1.2	具体的事項.....	283
(1)	汚染の除去等の措置の指示.....	283
(2)	指示の内容.....	284
(3)	指示措置等の命令.....	284
(4)	指示措置等の実施期限.....	284
(5)	指示措置等の技術基準.....	285
(6)	要措置区域の指定の解除.....	286
(7)	指示措置等実施後の効果の維持.....	286
(8)	要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する際の取扱い.....	286
<b>5.2</b>	<b>汚染の除去等の措置の種類.....</b>	<b>287</b>
5.2.1	基本的な考え方.....	287
5.2.2	汚染の除去等の措置の種類.....	287
(1)	地下水の摂取等によるリスクに係る措置.....	287
(2)	直接摂取によるリスクに係る措置.....	290
(3)	複数の指示措置が必要となる場合.....	292
<b>5.3</b>	<b>詳細調査.....</b>	<b>293</b>
5.3.1	詳細調査の基本的な考え方.....	293
(1)	詳細調査の位置付け.....	293
(2)	基準不適合土壌が存在する範囲の把握の必要性.....	297
5.3.2	詳細調査の実施（平面範囲の把握）.....	299
(1)	平面的な基準不適合土壌の範囲の把握の考え方.....	299
(2)	第一種特定有害物質.....	299
(3)	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質.....	307
5.3.3	詳細調査の実施（深さの把握）.....	307
(1)	基準不適合土壌の深さの把握（以下「深度調査」という。）の考え方.....	307
(2)	第一種特定有害物質.....	311
(3)	第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質.....	313
5.3.4	基準不適合土壌の存在範囲の設定.....	316
(1)	基準不適合土壌の平面範囲（措置対象範囲）の設定.....	316
(2)	基準不適合土壌の深さの設定.....	317
<b>5.4</b>	<b>措置の実施.....</b>	<b>322</b>
5.4.1	基本的な考え方.....	322
5.4.2	措置の実施計画立案において確認すべき事項.....	323

(1)	措置の実施に係る調査結果	324
(2)	措置の実施に伴う一般的事項	324
(3)	措置の技術的基準及び汚染拡散防止に係る事項	324
(4)	その他、土壌汚染の拡散に関して確認すべき事項	339
(5)	措置実施中の管理方法	341
(6)	周辺環境保全対策（周辺環境への汚染の拡散防止等）	341
(7)	措置の完了の確認事項	341
(8)	措置の計画に対する具体的確認事項	342
5.4.3	地下水の摂取等によるリスクに係る各措置の実施	344
(1)	地下水の水質の測定	344
(2)	原位置封じ込め	347
(3)	遮水工封じ込め	353
(4)	揚水施設による地下水汚染の拡大の防止	358
(5)	透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止	366
(6)	掘削除去	371
(7)	原位置浄化（地下水の摂取等によるリスクに対する措置）	383
(8)	遮断工封じ込め	391
(9)	不溶化埋め戻し	395
(10)	原位置不溶化	399
5.4.4	直接摂取によるリスクに係る各措置の実施	402
(1)	舗装	402
(2)	立入禁止	407
(3)	土壌入換え（区域外土壌入換え）	409
(4)	土壌入換え（区域内土壌入換え）	411
(5)	盛土	413
(6)	原位置浄化（直接摂取によるリスクに対する措置）	415
(7)	掘削除去	417
5.4.5	措置の実施に伴う周辺環境保全対策	418
(1)	周辺環境の把握	418
(2)	措置の実施に伴う周辺環境保全計画の作成及び実施	419
(3)	周辺環境保全に係る環境測定計画の作成及び実施	423
<b>5.5</b>	<b>措置の完了</b>	<b>425</b>
5.5.1	基本的な考え方	425
5.5.2	措置の完了の確認	425
(1)	措置の完了の報告	425
(2)	措置の完了の確認	440
5.5.3	措置の完了後の効果の維持	440
5.5.4	記録と保管	440
(1)	記録書類	440
(2)	保管と承継	441
<b>5.6</b>	<b>要措置区域の指定の解除の要件</b>	<b>442</b>
5.6.1	基本的な考え方	442
5.6.2	汚染の除去等の措置の実施	442

5.6.3	土壌汚染状況調査の追完や詳細調査実施による指定の解除	443
5.6.4	要措置区域の指定の解除の手續	444
(1)	汚染の除去以外の措置の実施の場合	444
(2)	土壌汚染の除去の措置の実施の場合	444
(3)	土壌汚染状況調査の追完や詳細調査実施の場合	445
5.6.5	汚染の除去等の措置の実施に伴い法第 14 条を申請した場合の要措置区域等の解除	445
(1)	汚染の除去等の措置の実施に伴う法第 14 条申請	445
(2)	汚染の除去等の措置の実施に伴う法第 14 条申請した場合の要措置区域等の解除要件	446
<b>5.7</b>	<b>形質変更時要届出区域の指定の解除の要件</b>	<b>448</b>
5.7.1	基本的な考え方	448
5.7.2	土壌汚染の除去の実施	448
5.7.3	土壌汚染状況調査の追完や詳細調査実施による指定の解除	449
5.7.4	形質変更時要届出区域の指定の解除の手續	450
(1)	土壌汚染の除去の実施の場合	450
(2)	土壌汚染状況調査の追完や詳細調査等実施の場合	450
<b>5.8</b>	<b>措置の効果の維持（点検の方法と異常時の対応）</b>	<b>451</b>
5.8.1	基本的な考え方	451
5.8.2	措置ごとの通常の点検の方法と異常時の対応	451
<b>5.9</b>	<b>要措置区域等における土地の形質の変更</b>	<b>453</b>
5.9.1	基本的な考え方	453
5.9.2	要措置区域の土地の形質の変更に係る管理	455
(1)	土地の形質の変更の禁止	455
(2)	土地の形質の変更の禁止の例外となる行為	455
(3)	帯水層の深さに係る確認の申請	457
(4)	土地の形質の変更に係る確認の申請	458
(5)	土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請	459
5.9.3	形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に係る管理	460
(1)	土地の形質の変更の届出	460
(2)	土地の形質の変更の届出を要しない行為	460
(3)	土地の形質の変更を行う場合の施行方法	461
(4)	計画の変更命令	466
(5)	事後届出が認められる行為	466
5.9.4	記録とその保管	467
(1)	土地の形質の変更の記録書類	468
(2)	保管と承継	468
<b>5.10</b>	<b>要措置区域等外へ土壌を搬出する場合</b>	<b>469</b>
5.10.1	要措置区域等外への土壌の搬出と認定調査	469
5.10.2	認定調査の基本的な考え方	469
5.10.3	認定調査の種類	472
5.10.4	認定調査時地歴調査	472
5.10.5	土壌汚染のおそれの区分の分類	473

5.10.6	掘削前調査	478
(1)	掘削前調査の調査対象物質	478
(2)	採取地点の設定	478
(3)	ボーリング調査の深度の設定及び土壌の掘削方法	484
(4)	試料採取方法	484
(5)	土壌の分析方法（土壌溶出量、土壌含有量）	496
(6)	掘削前調査一部対象単位区画の 100 m <sup>2</sup> ごとの調査	496
(7)	区域の指定後の土地の形質の変更があった場合の認定の可否	496
5.10.7	掘削後調査	501
(1)	掘削後調査の調査対象物質	501
(2)	掘削時の土壌の区分	501
(3)	試料採取方法	506
(4)	土壌の分析方法（土壌溶出量、土壌含有量）	509
(5)	一部対象ロットの 100 m <sup>3</sup> 以下ごとの調査	509
(6)	区域の指定後に土地の形質の変更があった場合の認定の可否	509
(7)	掘削後調査における留意点	509
5.10.8	搬出土壌の調査の結果の評価	509
(1)	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合した土壌の取扱い	509
(2)	土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に不適合であった土壌の取扱い	514
5.10.9	土壌汚染状況調査の追完と掘削前調査	515
5.10.10	掘削前調査と詳細調査	516

表 法、施行令、施行規則、省令、通知の略称

略称	内容
改正法	「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 23 号)
法	改正法による改正後の「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)
旧法	改正法による改正前の「土壤汚染対策法」(同上)
改正令	「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」(平成 21 年政令第 245 号)
令	改正令による改正後の「土壤汚染対策法施行令」(平成 14 年政令第 336 号)
改正規則	「土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成 23 年環境省令第 13 号)
規則	改正規則による改正後の「土壤汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)
改正処理業省令	「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」(平成 23 年環境省令第 14 号)
処理業省令	改正処理業省令による改正後の「汚染土壌処理業に関する省令」(平成 21 年環境省令第 10 号)
改正指定調査機関等省令	「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」(平成 22 年環境省令第 3 号)
指定調査機関等省令	改正指定調査機関等省令による改正後の「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令」(平成 14 年環境省令第 23 号)
通知	環水大土発第 110706001 号による平成 23 年 7 月 8 日付け一部改正後の「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号)
地歴調査通知	「土壤汚染状況調査における地歴調査について」(平成 24 年 8 月 17 日付け環水大土発第 120817003 号)
処理業通知	「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」(平成 22 年 2 月 26 日付け環水大土発第 100226001 号)
運搬基準通知	「汚染土壌の運搬に関する基準について」(平成 22 年 3 月 10 日付け環水大土発第 100310001 号)

表 その他、本ガイドラインにおいて使用している略称

略称	内容
調査 16 号告示	「土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件」（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 16 号）
調査 17 号告示	「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号）
調査 18 号告示	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）
調査 19 号告示	「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）

## (参考資料)

- Appendix-1. 特定有害物質を含む地下水が到達し得る「一定の範囲」の考え方
- Appendix-2. 地下水の飲用利用等の判断基準
- Appendix-3. 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法及びその解説
- Appendix-4. 一定の深さまで帯水層がないことの確認に係る手続
- Appendix-5. 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法
- Appendix-6. 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法
- Appendix-7. 地下水試料採取方法
- Appendix-8. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌試料採取方法
- Appendix-9. 土壌溶出量調査に係る測定方法
- Appendix-10. 土壌含有量調査に係る測定方法
- Appendix-11. ボーリング調査方法
- Appendix-12. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為及び形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為の施行方法の基準
- Appendix-13. 埋立地管理区域内において認められる土地の形質の変更の施行方法の基準
- Appendix-14. その他（規則様式）
- Appendix-15. 測定方法に係る補足事項
- Appendix-16. 地歴調査チェックリスト
- Appendix-17. 資料調査において入手・把握する資料（参考例）
- Appendix-18. 土壌汚染対策法の適用外となる岩盤